

資料1 岡山市子どもを虐待から守る条例パンフレットから

基本理念

- 虐待は重大な人権侵害であり、決して行ってはいけません
- 子どもの最善の利益や安全を最優先に考えます
- 虐待を見逃さず、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の形成に努めます



第4条 市の責務

- 虐待を受けた子どもの安全を確保し、生命を守ることを最優先します
- 虐待のないまちづくりの推進のために必要な支援を行います
- 虐待から子どもを守るための人材育成を行います
- 関係機関との連携強化のため、要保護児童対策地域協議会の円滑な運営、活性化を図ります
- 虐待防止のための心の健康に関する環境の整備や虐待防止に必要な調査研究、検証を行います

子どもたちを
虐待から
守るために

第6条 保護者の責務

- 虐待を決して行いません
- 子どもの自主性、自発性をはぐくむ健全な養育に努めます
- 子どもの心身の健康の保持、安全確保について発達年齢に応じた配慮を怠りません
- 通告受理機関*が行う子どもの安全確認・安全確保に協力します
- 通告受理機関*または関係機関等による指導・助言・支援を受けた場合は、必要な改善等を行います



第5条 市民等の責務

（市民・市内に勤務する人など）

- 地域の子どもの育ちや子育て家庭を見守り、地域社会から孤立しないよう応援します
- 虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに通告受理機関*に通告します
- 通告受理機関*が行う子どもの安全確認・安全確保に協力するよう努めます



第7条 関係機関等の責務

（学校・幼稚園・保育所・医療機関など）

- 互いに連携し、虐待の未然防止、早期発見に努めます
- 虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに通告受理機関*に通告します
- 専門的な知識及び技術の修得に関する研修を職員が受けるなど、虐待に対して適切な対応を行うための体制整備に努めます
- 通告受理機関*が行う子どもの安全確認・安全確保に協力するよう努めます
- 施設等から子どもが地域に戻ってきたときは見守り支援します



※通告受理機関・・・こども総合相談所、地域こども相談センター

資料1 岡山市の虐待判断基準

虐待の要支援レベル基準（共通アセスメントツール）

虐待の重症度	基 準	具 体 例
要支援レベル5 (生命の危機あり)	①「身体的虐待」等による生命の危険にかかわる受傷 ②「養育の放棄・怠慢」等のために衰弱死の危険性があるもの ③強制的な継続した明らかな性行為がある。	致命的な外傷、頭部外傷（頭蓋骨骨折、硬膜下血腫等）、腹部外傷（内臓損傷等）、窒息の危険（首しめ、口と鼻を塞ぐ）、乳児を投げる・踏みつける、異物を飲ませる、シェーキング、親子心中 栄養失調・脱水症状による衰弱、適切な医療者のいない環境下での出産、乳幼児の遺棄・置き去り、医療放棄、治療拒否 児童に明らかな精神症状が見られ医療的ケアが必要である
要支援レベル4 今すぐには生命の危険はないと考えられるが、現に子どもの健康や成長、発達等に重要な影響が生じているか、生じる可能性があるもので、親子分離や法的介入を視野に入れた支援が必要なもの	①継続的に医療を必要とするほどの外傷がある。 ②生存に必要な食事、衣類、住居が与えられない。 ③継続的ではないが明らかな性行為がある、強制的に性的描写や性的交渉を見せられている、強制的に性器に触らされている。 ④長期間の間家から出してもらえない・部屋に閉じ込められている。	骨折、打撲、火傷（熱湯をかける、たばこの押し付けなど）、顔面のひどい外傷、目の外傷、代理ミュンヒハウゼン症候群 食事が満足にできないことによる慢性的な栄養不良や体重増加不良、乳幼児の夜間放置、乳児の昼間放置 性的行為の強要、性感染症罹患、性器に傷がある、児童ポルノの被写体にする 閉じ込め、監禁、身体拘束
要支援レベル3 継続的な治療を要する程度の外傷や栄養障害はないが、長期的に見ると子どもの人格形成に重大な問題を残すことが危惧されるもので、一時保護や一時的な施設利用等を考慮した支援や児童福祉司指導等の継続した関与が必要なもの	①今までに慢性的なあざや傷跡ができるような身体的暴力を受けている。 ②長期間にわたって、養育を放棄・怠慢していたために、人格形成や情緒の問題が起こりそうである。 ③現在の虐待が軽度であっても、生活環境などの育児条件が極度に不良のために、自然経過ではこれ以上改善が望めそうもなく、今後の虐待の増強や人格形成が危惧される。 ④親に慢性的な精神疾患（統合失調症、うつ病、精神遅滞、アルコール・薬物依存など）があり、子どもの世話ができない。 ⑤幼児を長期間大人のいない家に置き去りにしている。 ⑥性器を見せたり、着衣の上から触ったり、性行為やアダルトビデオの鑑賞を無配慮に子どもが見える状況で行っている。 ⑦日常的に子どもの目の前でDVを行ったり、自傷行為を行っている。 ⑧日常的に子どもに対して、言葉による強い威嚇・貶め・非難、無視や拒絶的な態度、刃物による威嚇、兄弟との極端な差別を行っている。	半年以内に2回以上の傷やあざ（新旧の外傷）、顔面のあざ、蹴る、火傷（熱湯をかける、たばこの押し付けなど）の痕等 登校禁止、放置、放浪、車上生活、暑い日・寒い日・夜間に戸外放置や締め出し 慢性的に劣悪な住環境、健康被害が生じるほど著しく不衛生、サービス利用後も不衛生状態が継続、ライフラインが止まっている （例外）祖父母等の親族が適切に養育できている場合を除く 幼児の夜間放置 児童に明らかな精神症状が見られ医療的ケアが必要である 児童に明らかな精神症状が見られ医療的ケアが必要である
要支援レベル2 実際に子どもへの暴力・拒絶などがあり、親や周囲のものが虐待と感じているが、一定の制約があり、一時的なものと考えられ、親子関係には重篤な病理が見られないもので、在宅で地域ネットワークによる経過観察と育児支援等が必要なもの	①外傷が残るほどではない暴力 ②子どもの健康問題を起こすほどではないが「養育の放棄・怠慢」傾向がある（例：子どもの世話が雑で、時々ミルクをあげないことがある） ③子どもに対して卑劣な言葉を発している。アダルト雑誌などを無造作に子どもの目に触れるところに放置している。 ④言葉による威嚇・貶め・非難、無視や拒絶的な態度、兄弟との差別を行っているが、一時的である。 ⑤子どもの目の前でDVや自傷行為を行っているが、頻回ではない。 ⑥子どもに対して、言葉による強い威嚇・貶め・非難、無視や拒絶的な態度、刃物による威嚇、兄弟との極端な差別を行っているが、日常的ではなく、頻回ではない。	単発の暴力による小さな外傷、暴力を容認する偏ったしつけや教育姿勢 学齢児を置いて養育者が不在となるため安全管理が不十分、監視が不十分なことによる怪我が多い、子どもに子どもの世話をさせる、乳幼児健診・予防接種を合理的な理由なく受けさせない、子どもの障害が顕著であるのに適切な療育・支援を受けさせない 一時的な叱責・無視・きょうだいが虐待を受けている、親や家庭学習の極端な無理強い 数ヶ月に1回程度のDVや保護者の自殺企図・自傷、暴力を伴わない夫婦喧嘩（心身に有害な影響を及ぼす言動） 厳しすぎる叱責や脅し、「生まなければよかった」「死んでしまえ」「出て行け」など直接子どもに対しての発言がある
要支援レベル1 (ハイリスク)	暴力や「養育の放棄・怠慢」の虐待行為は明らかなものはないが、「たたいてしまえ」「世話をしたくない」「かわいく思えない」等の子どもへの虐待を危惧する訴えがあり、または状況等からその恐れがあるもので、必要な支援を行わないと容易に虐待の状況に陥るおそれがあるもの。	

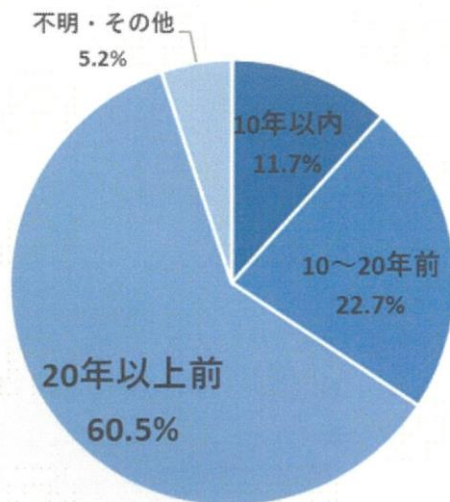
◇補足

- 「虐待の重症度基準（共通アセスメントツール）」は要支援レベルを評価するためのおおまかな目安であり最終的な評価は「こども虐待対応の手引」「児童相談所運営指針」「市町村児童家庭相談援助指針」などを活用し、その他の情報と併せて総合的に判断する。
- ・子どもの状況・養育者の社会心理的状況・地域社会など環境要因を加味したり、他の要素と関連させてレベルを上げ下げすることができる。

資料3 霊感商法等の被害の状況

（日本弁護士連合会 霊感商法等の被害に関する法律相談 事例取集（第1次集計報告）から抜粋）

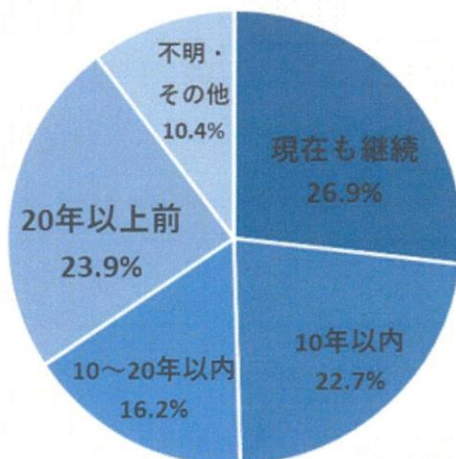
【2-5-1. 「旧統一教会」に関する相談の被害始期（合計：309件）】



10年以内	36	11.7%
10～20年前	70	22.7%
20年以上前	187	60.5%
不明・その他	16	5.2%
計	309	100%

※ 【2-1. 相談の種別】において「旧統一教会」に分類された309件についての内訳。

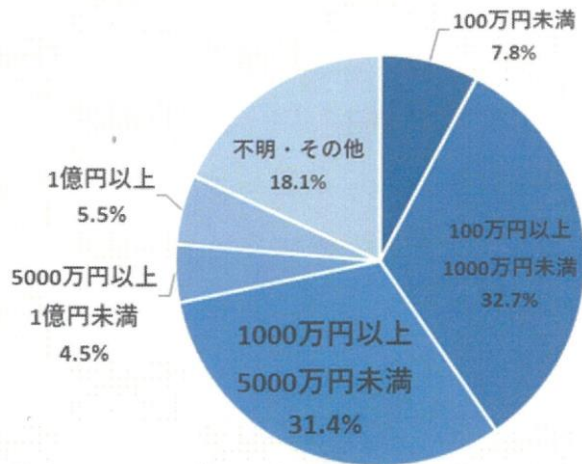
【2-5-1-2. 「旧統一教会」に関する相談の被害終期（合計：309件）】



現在も継続	83	26.9%
10年以内	70	22.7%
10～20年以内	50	16.2%
20年以上前	74	23.9%
不明・その他	32	10.4%
計	309	100%

※ 【2-1. 相談の種別】において「旧統一教会」に分類された309件についての内訳。

【2-6-1. 「旧統一教会」に関する相談の財産的被害とその被害額（合計：309件）】



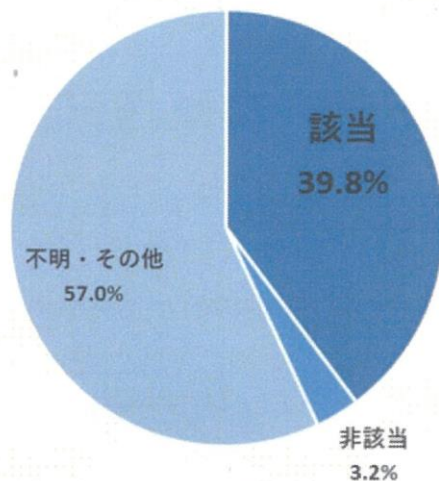
財産的被害	253	81.9%
不明・その他の被害	56	18.1%
計	309	100%

(財産的被害の内訳)

100万円未満	24	7.8%
100万円以上1000万円未満	101	32.7%
1000万円以上5000万円未満	97	31.4%
5000万円以上1億円未満	14	4.5%
1億円以上	17	5.5%
不明・その他	56	18.1%
計	309	100%

※ 【2-1. 相談の種別】において「旧統一教会」に分類された309件についての内訳。

【2-7-3. 「旧統一教会」に関する相談内容における『旧統一協会であることを隠した可能性のある勧誘』（合計：309件）】



該当	123	39.8%
非該当	10	3.2%
不明・その他	176	57.0%
計	309	100%

※ 【2-1. 相談の種別】において「旧統一教会」に分類された309件についての内訳。

※ 「第1 本事例収集（第1次集計報告）の概要」に記載のとおり、相談担当弁護士による相談時間（主に電話）は、概ね30分の概要聴取に留まる。そのため、旧統一教会であることを隠していた可能性のある勧誘だったかを聴取していないものや、親族からの相談等で相談内容の対象者の入信経緯が不明であるものも多く含まれていると推察され、「不明・その他」の中にも旧統一教会であることを隠していた可能性のある勧誘が含まれている可能性がないとはいえない。